

次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生支援プロジェクト～
「群馬創発的博士人材インダクションプログラム」
募集要項（2022年度（令和4年度））



事業特設 HP はこちら

群馬大学（以下「本学」という。）は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生支援プロジェクト～に採択され、2021年度から「群馬創発的博士人材インダクションプログラム」（以下「本プログラム」という。）が開始されました。本プログラムにおいて、支援対象学生に採択された優秀な博士後期課程相当に在籍する学生（以下「プログラム生」という。）は、研究奨励費（生活費相当額）及び研究費（以下、総称して「研究奨励費等」という。）の支援が受けられるとともに、キャリア開発・育成の機会が提供されます。

応募を希望する場合は、以下に従い、申請してください。

1. 目的

JST の事業においては既存の枠組みを越えて博士後期課程学生の自由で挑戦的・融合的な研究を支援するとともに、学生が研究に専念できる環境を整備し、併せてキャリアパスの支援などを行うことで、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導くことを目的としています。

特に本プログラムにおいては、

- 1、本学が推進する「先端デバイス」「次世代材料」分野の強化、
- 2、研究環境の整備と既存の教育コンテンツ・ノウハウの集積、発展
- 3、社会適応性の実践力を養成、アカデミア、産業界で活躍できる人材の育成
- 4、体制構築による研究力の向上、地域企業との協働を通した産業振興
- 5、教育・研究ブランドの確立と真に優秀な学生の恒久的な確保

を目的とします。

2. 事業統括

花泉 修（理工学府 教授、研究・产学連携推進機構 副機構長）

3. 事業期間

2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）予定

※医学系研究科博士課程医科学専攻は2026年度（令和8年度）

※支援期間は最大3年間（4年制の場合は4年間）となります。

ただし、研究奨励費等の支給停止・取消に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

4. 応募資格

本学が推進する「先端デバイス」「次世代材料」に資する挑戦的・融合的な研究を通じて、博士後期課程修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思や能力を有し、本プログラムによる支援期間を通じて、本学が指定する教育プログラムを履修することができる次のいずれかに該当する者で、優秀な学生と認められる者

- (1) 保健学研究科博士後期課程に令和3年度10月入学ないし令和4年度4月進学予定の者
- (2) 理工学府博士後期課程に令和3年度10月入学ないし令和4年度4月進学予定の者
- (3) 医学系研究科博士課程医科学専攻に令和3年度10月入学ないし令和4年度4月進学予定の者

ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とします。

- 1 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されている者
- 2 外国人留学生で国費外国人留学生制度による支援を受けている者
- 3 外国人留学生で母国政府からの奨学金等の支援を受けている者
- 4 所属する企業等から生活費相当額として十分な水準（合算して年間240万円以上）で給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている者（RA・TA等による給与も含む）
- 5 休学者
- 6 標準修業年限を超えて在学している者（長期履修学生を含む。ただし、休学期間がある場合で、在学期間から当該休学期間を除いた年数が標準修業年限に達しない者は除く。）
- 7 群馬大学学則（平成16年4月1日制定）第56条に定める懲戒を受けたことがある者

5. プログラム生の遵守事項

- (1) 本プログラムによる支援期間を通じて、本学が指定する教育プログラムを履修することができる。
- (2) 研究活動に専念すること。
- (3) 本学が指定する研究倫理教育及び資金適正執行教育を受講すること。
- (4) 毎月、在籍の確認を受けること。
- (5) 事業統括が求めた場合には、研究の進捗状況及び研究費の使用状況等について必要な報告をすること。
- (6) 研究を行うにあたっては、本学が定める諸規則を遵守し、社会の信頼と期待に応えうる研究活動の遂行すること。
- (7) プログラム生は、本プログラムの研究奨励費のほかに、本学又は企業等から、生活費相当額として十分な水準（合算して年間 240 万円/年以上）の給与、役員報酬等の安定的な収入を得てはならない。（RA・TA 等による給与も含む）
- (8) プログラム生は、本事業採用以降に博士課程教育リーディングプログラムの経済的支援を得てはならない。
- (9) 研究成果を発表する場合、本プログラムにより助成を受けたことを表示すること。

※論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例（Grant No. は別途通知します）。

【英文】This work was supported by JST SPRING, Grant Number JPMJSPxxxx.

【和文】本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSPxxxx の支援を受けたものです。

- (10) JST が採用された学生に直接フォローアップを行うため、大学からメールアドレスを JST に提供することへ同意しなければならない。
- (11) キャリア開発・育成コンテンツによる育成成果の検証のため、本プログラム修了後、10 年程度の間、本学が実施するキャリア追跡調査に協力すること。
- (12) 以下の取組への参加等、自ら積極的なキャリア開発・育成の機会の確保することを求めます。
 - ①海外への留学等（海外留学に相当する機会を含む）すること
 - ②企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事すること
 - ③JST 主催の大学横断博士課程学生交流会へ参加すること
 - ④その他、事業統括から指示があった事業へ積極的に参加すること

6. 採択人数

計 8 名（2022 年度）

理工学府・保健学研究科 5 名

医学系研究科 3 名

7. 研究奨励費等

年額 240 万円程度

- (1) 研究奨励費（生活費相当額）：16.5 万円（月額）
- (2) 研究費：40 万円程度（年額）

※研究費の額は、当該年度における予算や研究等の状況を勘案して、事業統括が決定する。

※JST からの予算措置の状況により、今年度及び次年度以降の研究奨励費等の支援金額が変更となる場合があります。

※研究奨励費等のうち、研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として課税されるので、プログラム生自身が受給した翌年に確定申告と納税を行ってください。

8. 支給期間

【3 年制課程】2022 年度（令和 4 年度）～2024 年度（令和 6 年度）

【4 年制課程】2022 年度（令和 4 年度）～2025 年度（令和 7 年度）

※支給期間は最大 3 年間（医学の課程は 4 年間）であり、標準修業年限内に限ります。

ただし、研究奨励費等の支給停止・取消に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

9. 申請手続き、選考等

- (1) 申請〆切 2022 年 3 月 9 日（水）17:00（必着）
 - 1 期限内に到着しない場合は、受理しません。
 - 2 申請書類の提出後は、原則として、記載事項の変更はできません。
 - 3 申請書類は返却しません。
 - 4 申請書類に虚偽の記載をした者は応募資格を失い、また、採択後であっても取り消すことがあります。

(2) 申請書類

① 申請書

※創発メンターにつきましては、以下の教員からご選択ください。

櫻井 浩 理工学府 教授, 園山 正史 理工学府 教授, 神谷 富裕 理工学府 教授,
加田 渉 理工学府 准教授, 鹿野 豊 理工学府 准教授, 鈴木 宏輔 理工学府 助教,
上原 宏樹 理工学府 教授, 浅川 直紀 理工学府 教授, 網井 秀樹 理工学府 教授,
粕谷 健一 理工学府 教授, 白石 壮志 理工学府 教授
大野 達也 医学系研究科 教授, 佐藤 美由紀 生体調節研究所 教授

※希望するメンターには、ご連絡することをお勧めいたします。

様式のダウンロードはこちら → <https://research.opric.gunma-u.ac.jp/jisedai/>

(3) 申請方法

以下の申請書類提出用 URL にアクセスの上、必要事項を入力後、以下の申請書類 ①申請書の PDF ファイルを指定の URL にアップロードすることにより提出すること。なお、ファイル名は、「様式名・氏名」とすること。

(4) 申請書類提出用 URL

<https://forms.gle/AYtzuyE2YyxcDecWA>

(5) 選考方法

書類審査及び面接審査により選考を行います。

選考に当たっては、専門分野における卓越性に加え、当該研究が、本プロジェクトにおける強化分野への貢献、研究領域の創出、社会的課題の解決、産学連携などの端緒となる挑戦的で融合的なものかどうかといった分野横断的な視点を考慮します。

(6) 選考スケジュール

2022年3月9日	申請書類 提出締切
2022年3月中旬	書類審査、面接審査候補者の決定及び面接審査
2022年3月下旬	プログラム生決定

10. 採択の中止・取消・支給停止

次の各号のいずれかに該当すると事業統括が判断した場合には、プログラム生の採択を中止する又は取り消すとともに、研究奨励費等の支給を停止又は支給済みの研究奨励費等の返還を請求します。

- (1) 本学の博士課程を修了し、学位を取得した場合
- (2) 採択後、国費外国人留学生制度による奨学金、独立行政法人日本学術振興会のプログラム生に対する研究奨励金又は外国政府から支給される奨学金等を受給する場合
- (3) 採択後に、本プログラムで支給される研究奨励費（生活費相当額）を除き年間総額 240 万円を超える収入を得ることとなった場合
- (4) 出産・育児・疾病等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (5) 休学若しくは退学し、又は除籍となった場合
- (6) 懲戒処分を受けた場合
- (7) 本人から辞退の申し出があった場合
- (8) プログラム生の遵守事項に違反した場合
- (9) 学業成績又は素行が不良である場合
- (10) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないと判断された場合
- (11) 採択後の諸手続きにおける書類が期限内に提出されなかった場合
- (12) 採択後の諸手続きにおける書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (13) 研究上の不正行為を行った場合
- (14) 研究費の不正使用を行った場合
- (15) その他事業統括が取り消すべき事由があると判断した場合

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 支給対象学生に採択された者は、原則として、本学のウェブサイト等で公表します。
また、JST が行うモニタリング調査や追跡調査結果は統計データとして JST から公表される予定です。
- (2) 申請時に提出された個人情報は選考・採択等の業務及びその他本プログラムに関する業務を行うために利用されます。
- (3) プログラム生の選考に用いた試験成績等の個人情報は、選考結果の集計・分析及び選考方法の調査・研究のために利用します。

12. 知的財産権の扱い

本プログラムでの研究実施に伴い発生する知的財産権は、原則として本学に帰属します。

13. 注意事項

- (1) 現時点で受給（内定含む）している奨学金等がある場合は、併給可否に関わらず、申請前の段階で必ず奨学金等担当窓口に本プログラムへの申請可否の確認を行ってください。
- (2) 本プログラム申請後、申請を辞退する場合には、速やかに下記問合せ先にその旨をご連絡ください。

14. その他

- (1) 所得税
税法上、親等の扶養親族となっている場合は1月から12月までの生活費相当額から必要経費を除いた金額が38万円を超えると、親等は扶養控除を受けないとともに所得税が課税されます。当該年度の所得に応じて、次年度の住民税が算定されます。
- (2) 健康保険や共済組合上の被扶養者
生活費相当額の年額の見込額が130万円を超えると被扶養者となれません。当初から生活費相当額が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入する必要があります。
- (3) 授業料の免除
本プログラムへの採択は、授業料免除申請を妨げるものではありませんが、世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますので、収入によっては免除されない場合があります。
- (4) 別紙「よくある質問事項」もご確認ください。

15. 問合せ

グンマ創発的博士人材インダクションプログラム

<https://forms.gle/57aCU6tnfUxMxn2y5>

※平日 09:00～17:00（土日祝日、年末年始は除く）

※問い合わせから2営業日以上経過しても担当から返信がない場合は、再度お問い合わせください。